

浜松市天竜ふるさと大使設置要綱

(目的)

第1条 浜松市旧天竜地域自治区(以下「本地域」という。)のイメージアップと交流人口の拡大等を図るため、本地域に関わりのある個人又は団体の人的なネットワークを活用し、本地域の良さを他の地域に広く伝えていくとともに、有益な助言をいただくことを目的として、浜松市天竜ふるさと大使(以下「大使」という。)を設置する。

(活動)

第2条 大使は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 本地域の自然、文化、歴史及び観光施設等の広報及び宣伝活動を行うこと。
- (2) 本地域に対する政策提言等を行うこと。
- (3) その他大使の活動として必要な事項を行うこと。

(定数)

第3条 大使の定数は、概ね10人程度とする。

(委嘱)

第4条 大使は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから本人の同意を得て市長が委嘱する。

- (1) 本地域外で活躍している本地域出身者若しくは本地域に在住、勤務若しくは在学したことのある者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第5条 大使の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、本人から辞退の申出があった場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、正当な事由があるときは、大使を解任することができる。

(報酬)

第6条 大使は無報酬とする。ただし、広報紙への原稿依頼やイベントへの参加等、具体的な事項を依頼する場合には、予算の範囲内で謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、天竜区区振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。